

**(仮称) 桑名市播磨西部地区画整理事業 環境影響評価準備書**  
**三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要**

日時：令和6年6月21日（金）14:00～16:00

場所：三重県桑名庁舎 第2会議室

委員：大気質について、概ね問題なさそうですが、問題がないというのは工事車両の排気ガスが基準に達しているとか、稼働時間、アイドリングストップなどの協力をきちんと行っていただくことにかかっています。それを確認する方法はあるのでしょうか。それとも信頼するということなのでしょうか。

事業者：事業主は土地区画整理組合、正式に組合になります。組合が工事を発注し、工事発注先に対してはしっかり指導していきます。今回、大きな事業となりますので、定期的に地元には何らか案内をしていく必要があります、あわせて地元の発信のなかで、気をつけて施工していくよう、組合の方からは発信したいと思っております。

委員：水質については、準備書の中には、河川に排出すると書かれていましたので、それを気にしていたのですが、今日の説明で、下水道を整備されるということでしたので、工事中であれ、そのあとの誘致企業の業種が何であれ、ため池や地下水の影響は、あまりないと考えて良いのでしょうか。

事業者：準備書提出した後に、桑名市様及び下水道を管理されている三重県様と協議し、事業地から発生する汚水については、公共下水道管に接続が可能ということが確認できました。現状の区画整理の中で、下水道の本管の整備を見込んでおりますので、公共下水道に接続するということは、確定しております。

委員：そうすれば、準備書に書かれていた合併処理浄化槽を使うことはもう完全になくなったということでしょうか。

事業者：はい。

委員：近隣の住宅地や農地を持つ方々からすると、今回の工事は、環境が大きく変わるということで、心配している人達もいると思いますので、なるべくトラブルがないようにと思っています。ため池貯水池、地下水などで問題がないというチェックは、きちんとされる計画だろうと思いますが、地下水質については、調査しなくても問題ないということが書かれています。念のため、誘致企業が入った後に、地下水の水質を確認するような計画にはなっているのでしょうか。

事業団：地下水については、基本的には水位だけで、継続して異常があればというところまで考えております。水質については、事後調査の方も考えておりません。

委員：準備書の67ページをお開きください。養老断層との関係をこの事業地と絡めてお話しし、要望を聞き届けていただきたいことがあります。桑名市にとって、養老断層、養老桑名断層が極めて重要度の高い活断層であることは明らかでして、いろいろな方が、桑名市のみならず愛知県の災害に対しても注目している活断層であります。ここの事業地付近の重要性について簡単にお話しますと、この場所は養老断層が非常に大きく活断層として縦ずれ横ずれを起こしてきたところから、四日市断層の方に向きを変えていく重要な変換点になっています。赤の線に注目していただきたいと思います。ちょうど事業地の東半分のところ、下深谷部撓曲というところが差しかかっています。ここは大変不思議な構造でして、撓曲で膨らんで、西の方に傾斜30°というかなり大きく傾斜し落ちていきます。撓曲というのは、南北系方向伸びている線があって、その線を境に東西両側に落ちている構造になっていて、言い換えればここが褶曲の膨らんだ部分に相当します。その横にも撓曲が続いており、ここは非常に複雑な撓曲構造が見られる場所に当たります。ここに西汰上とか東汰上という地名があり、おそらく地震でゆり上がったことを示している場所に当たり、現実には常に高くなっています。そういうところに位置していることを十分注目していただきまして、地質学的な観点で懸念を申し上げますと、少なくともこの事業地の東半分に大きな建物を建てない、危険な物質が流れていくような工場などを誘致しない、これはもうぜひやっていただかないといけないと思います。この断層は極めて大きな断層であって、活動度が高いことについては、地質学者は誰でもいうことです。ましてや汰上のあたりは、地震が起こったら何が起こるかわからない、そういう場所だということをまず知っていただきたい。それが地質学的な観点です。

委員：もう1点は、桑名市の天然記念物であるヒメタイコウチが失われることへの懸念です。

(資料)9ページの幹事の意見と私も同意見です。今日、保全される場所が2ヶ所あるということをお聞きしました。それは確実に保全をしてください。ずっと保全されていくということ、きちんと見届けていただきたいということが1点。それから保全ができなくて無くなってしまふところについては、ビオトープに移植するという話がありました。移したビオトープでちゃんと数年数十年間、天然記念物ヒメタイコウチが失われずに同じぐらいの個体数が維持されているかどうかについて、きちんと追跡調査をやっていただきたい。その2点です。

事業者：活断層の件に関しては、私どもも知見がないところですので、おっしゃる通り、区画整理後の企業誘致の際、そういった断層があることも踏まえて販売活動を行うということと、今回、私どもが造成を務めようと思っておりますので、その中で、防災的な観点で、場所によっては高盛土となる場所もございまして、より安全性の高い盛り土を行っていきたくと考えております。

事業者：ヒメタイコウチに関しましては、ご指摘の通りで、移植先につきましては、当然、ヒメタイコウチの数の安定が確認されるまで、事後調査の方を続けていく形になると思います。また、止め時もあります。過去の実績ですと比較的いい状態で移植が成功した事例も持っていますので、そういったことも踏まえて今後のビオトープに関してもそう

いった知見を生かしながら、当然モニタリングをしながら、様子は伺っていきたくて考えております

事業者：本件については桑名市教育委員会の審議会に諮る案件になりますので、その中で保全を必要として、モニタリングは10年間することが義務づけられます。その間は最低限モニタリングの方は実施させていただくことになるかと考えております。

委員：住民意見と事業者の見解について質問させていただきます。意見者番号2の意見番号4の質問、それから意見者番号3の意見番号9の質問で、大型の動物の出現を警戒し不安に思っているような意見が出ております。これについては可能な限りの支援策と書かれているだけで具体的なものが見えていませんので、それを教えてください。

委員：意見者番号2番の意見番号6番に対する回答ですが、時間100ミリを超えるような豪雨は非常事態と回答されていますが、1年から2年の間に1回以上観測されるような強度の雨となっています。南海トラフの引き合いと言うのは住民の方の気持ちに寄り添っていないのではないかと思います。必ず雨に対して評価対象とした方がいいんじゃないかっていうことを、ご質問させていただきたいと思います。

事業者：1つ目のご質問の獣害対策につきましては、こちらのご意見に回答したのと合わせて、桑名市様とご協議をさせていただき、この事業に合わせて、追加でくくり罠であったり、市として対策を追加していただけるように協議をしております。文章的には可能な限りという形で、今、書いてございますが、実際、獣害対策ができるのは事業者ではなくどうしても行政様ということになりますので、行政様と調整し、ご意見いただいているご地元には、説明会でもっと具体的な内容を開示していこうかと考えております。

事業者：工事中の濁水に関する100ミリの雨ということについて、現状三重県の調整池の設置基準では、50年に1度の雨に耐えうるような調整池を設けるということになってございます。これを時間当たりにしみますと、時間80ミリの雨だったと、間違ったら申し訳ありませんが、100mmには届かないと。ただ、この瞬間降雨量と、降雨強度という延べ降雨量というところがございまして、瞬間的に100ミリ降る雨が降るかもしれませんが、2日間延べでいきますと、50年確率が結構な雨量を対策しなきゃいけない。時間100ミリに関しても、実際、調整池やオリフィスというところを介して、流量を絞って下流の河川に流すということで、100mmの雨が来たら完全に調整池が決壊するかというところではなく、基本的に調整池は、50年に1回の最大瞬間80ミリの雨、プラス延べ何mmというのを貯められるような基準に基づいて設置しますので、基本的にはこの100mmという数字だけで対象とすると、無理ですと答えざるをえないんですけども、延べでちゃんと溜めるようなものについて三重県さんと協議して設置していくように努めて参ります。これはルールで決まっていますので、そういった調整池を設置いたします。

谷川委員：もちろん瞬間的に振るのか、継続的に降るのかで対応の仕方が違うと思うんですけども、気象庁の異常気象リスクマップは、日降水量100ミリ以上の大雨は年に何日降っているというので、それなりに三重県は多いように作られていますので、参考になさ

っていただければと思います。

委員：今の50年に1度というのに、私もすごく懸念を持っております。元委員の先生と良くお話させていただくのですが、100年に1度とか50年に1度というものの自体が今は変わってきていて、そのルールを守っているから大丈夫とか、ルールはこうなっているからその通りにしますと言うのでは不十分だということを常々教えていただいています。そういう視点から、十分安心できるような対策をしていただきたいと思います。ご検討いただけたらと思います。

委員：ヒメタイコウチのことについて伺いたいと思います。まず、これは桑名市の天然記念物なわけです。準備書でも引用されていますが、桑名市ヒメタイコウチ保存管理計画という冊子が桑名市教育委員会から出されています。ここには、事業の計画を立てる中で、桑名市教育委員会との間で協議をなさいたいということが書かれていると思いますが、具体的にどのような協議がされてきているかということ、まず教えてください。

事業者：これまでの経緯の中では、この生息に係る調査等の協議をさせていただいており、どれぐらいの個体数が見つかったかということは、させていただいております。現状、ビオトープの計画については想定計画が出ておりますけれども、これについては、今後、協議をさせていただき、その後審議会に諮るという流れになりまして、まだ現段階でビオトープの中身について、具体的な審議、検討に入っていないというところです。

委員：冊子を見てみますと、第1に考えるべきは、計画の初期の段階で協議をして、生息地を避けるということだと思います。準備書でもそれができなかつたと書かれてはいますが、回避しなければいけないものだと思うんです。つまり、方法書なりを作られた段階で、すでに保存管理計画のメッシュで生息する箇所にモロにかかっているわけです。天然記念物が生息している一番大事なところとわかっているにもかかわらず、そこに計画をして、いや残念ながら回避できませんって、それはないでしょうというのが私の考えです。本来は、桑名市教育委員会が事業者の方に言わなければいけないとは思いますが、そういうふうな働きかけが桑名市教育委員会からは今までのところなかったという理解で良いのですか。

事業者：具体的に、今回の計画について、否定をされたという記憶はございません。

委員：市の教育委員会は事業者に対し正確なヒメタイコウチの生息情報を提供することにより生息地にかかる開発計画の抑止、または計画の見直しを促すって書いてあるんですけども、そういう働きかけを受けたか受けていないのかお聞きしたい。

事業者：私自身としては、いわゆる駄目ですというふうな形の発言を受けた記憶はございませんが、ここら辺に生息情報があるという情報提供をいただいております。

委員：事業者様も、こういうメッシュまで見られて、そこに天然記念物が存在しているってわかっておられながら、そのまま進められる。しかも実際、現地調査をして、その情報の通りに生息していることがわかっているのに、そのまま回避できませんと進められるのは、それはよろしくないんじゃないかと思います。

事業者：おっしゃる意見、重々理解できますが、すべてを回避するっていうことはなかなか難しい中で、どこが局所的にその生息場所を回避できるかは、これまで検討してきました。その中で、事業性であったり、いろいろなファクターの関係でどうしても避けられないことが、今回至った検討結果です。検討した上で、今ここに至っているということはご理解いただきたいと思っております。

委員：おっしゃることはわかっていますが、私としてはそういうふうを考えます。

委員：ヒメタイコウチは、自分が生息するのにちょうどいい環境が選べる生物ですので、現在生息しているところが駄目になったら、そこは小規模に絶滅し、移動なりによってまた別のところで増えたりして、全体としては存続しているという生き物だと思います。湿地的な環境はだんだん陸地化していくのが当たり前ですので、常にそういうことを繰り返しているのかなと思っています。今回のビオトープの場合は、ここに移したヒメタイコウチにとっては、次に行く先はないと考えられるわけです。だから、放っておいて駄目になっていったときには本当に絶滅してしまうわけです。だから、これをずっと、ヒメタイコウチにとって生息可能な状態にし続けなければいけないというところが、もしこのビオトープを作成するとすれば一番大事な問題だと思います。それについてはどのような方策を考えられておられるか、お聞かせください。

事業者：今日、現地で回ったビオトープ予定地のところで、今後、ビオトープを整備し、移植して管理していこうと考えております。私ども土地区画整理組合は、地権者の集まりですので、どうしてもこの事業が終わった段階では解散をさせていただきます。実際、委員が懸念される管理を誰かがしていかななくてはならないというのは事実でございます。私どもとしては、桑名市さん、もしくは進出企業さんで管理をしていただくようにしたいと思っております。できれば行政さんの方がいいのかもしれませんが、その辺りはこれから協議になりますので、現段階では誰が管理していくのはお答えできないということでご理解ください。

委員：誰が管理するかよくわからないっていうことは、このビオトープの存続性が保証されないということだと思います。だから、それは早い段階で決めていただかなければいけないと思います。さらに、コストがかかる行為だということも認識して、管理をすると決まった人たちが受け入れてくださなければいけないっていうところが、大きな問題だと思います。ヒメタイコウチを移植してビオトープを作って、存続させている例はありますが、最初は事業者様がお金を出して管理していたけど今はもうボランティアの人が細々1人でやってることもあります。そういうことになったら駄目なんです。何万年もずっと続いてきた個体群が、数年やりますけどそのあと知りませんかとかそれだったら困るわけです。だから長いこと続くようにして初めて責任のあるビオトープだといえると思うんです。そこまでやっていただかなければいけないです。よろしくお願いします。

委員：準備書 641 ページに現存植生図があって、大部分がモウソウチクで、それ以外で常緑

果樹園から落葉果樹園が結構含まれていますが、常緑果樹園っていうのは、具体的にはどんなものがある、実際に今も収穫されているのかとか、或いはこの竹林になっているところも過去はそういう果樹園だったところが竹林化したのか、それとも別の落葉樹林とかそういうところから竹林化したとか、そういう状況はわかりますか。

事業者：基本的に、常緑のところはミカン類と聞いております。

委員：竹林のところの過去の植生について、何か情報がありますか。

事業者：過去のものについては、現状では把握していません。準備書の87ページにあるのが、平成20年度前後の環境省の植生図になり、これ以上の情報は持ち合わせていないのが現状です。

委員：ため池について、住民意見にもありましたけれども、集水面積が同じなので、ため池の水量の問題はないという話ではありましたけれども、必ずしもそうとは言えないと思います。周りが大きくコンクリートで固められると、調整池はありますけれども、昔は山で水が染み込んだ雨が徐々にため池に流れ込んでいたものが、ほぼ表層水からの流入になるということです。年間の流入水量は同じであっても、集中的に豪雨が降ったときには短期間にたくさんため池に水が入り、ため池の量をオーバーして下流に流れて捨て水になってしまうので、その工事前であれば、雨が降ってないときも徐々に浸透して水が入ってきたものが、今後はそれが入ってこない。ということは、平均的な水位は下がってしまうんじゃないかと思うんですけど、そういう辺りは検討されないのですか。それは、調整池があるから大丈夫だということでしょうか。

事業者：今回の環境アセスの説明を通して、一番ご意見をいただいたのは、下流の農家の方からです。下流でため池を管理されている各農業委員会様に個別に説明させていただいております。今までよりは早く水がやっばりため池に流れますが、大雨のときは調整池で徐々に流す形になります。ひょっとしたら今までと違ったため池の樋門の操作が必要になるかも知れませんが、今後、地元の農家さんにはご説明を申し上げ、ご理解をいただかなくてはならないのかなと考えております。先生のおっしゃられる降雨量の挙動が、100年に1度、1000年に1度の雨が降ると言われている中で、全てのこれから起こり得る降雨に対応できるかという、できないかもしれませんが、防災上の話でいきますと、今までよりは間違いなく安全になります。アセスとは別の話ですが、地元で農業用水として、今回の事業で、今までより利用ができないようなことになったら、進出企業側で用水を買って、補償しますというお話もさせていただいております。それが、そういう捨て水によって起こりうる事象なのかは、これからも考えなくてははいませんが、ご地元にご安心いただくような手だてという点としては、そういった農業用水の供給を進出企業からさせていただくということで、地元にもご理解をいただいている最中でございます。

委員：その辺りのお話が、集水面積が変わらないからっていう説明だけだと不足すると思いましたが、もう少し具体的な文面になっていけばよかったです。

委員（事務局代読）：騒音振動に関する測定地点が、本計画地域から離れていますので、評価資料として適切ではないと考えます。工事車両の走行ルートやルートの近接地域での状況をお示しいただくと、より適切な評価となると考えます。

事業者：質問の測定点が計画値から離れていますというのは、この文面を見る限り、道路交通騒音・振動の場所が離れているという意味合いなのではないでしょうかというのが1つと。

基本的には走行するルートを、もう主要な交通量と騒音振動が把握できる場所を選定して調査していますので、そこに対する影響ということで、そんな大きくズレているところはしてないとは考えてます。

事務局：今のご回答の方はお伝えさせていただきますが、委員の考えていらっしゃるズレを確認させていただき、また文書で照会させていただきます。

桑名地域防災総合事務所：騒音の関係ですが、今日、現場を見させていただいて、住宅街が結構近いなという中で、供用後の騒音が環境基準を満たしづらいというところの対応が、稼働機械の適切な維持管理徹底、環境保全協定締結になっています。稼働機械の適正な維持管理について、実際、具体的にどのような形で、本当に減るのかなと感じます。どう検討されているのか具体的に教えてください。

事業者：今回、進出企業が決まっていなかった中でぼんやりした記載となっておりますが、実際取りうる策としては、進出企業さんの使用機械、例えばプレス機械であったり、製造機械において、その適切な管理といいますと、例えば油をささずに稼働すると、当然、経年的に機械の音を発するだろうと、そういったものに気をつけていただいて、適切な維持をするとか。あと例えば、ハード側でいくと、例えば防音性の建物で、中の作業音を外に出さないような、そういった配慮をしていただくようなことを、区画整理側から進出企業様にお願ひしていくような形になろうかと思えます。

桑名地域防災総合事務所：環境保全協定の締結も関連してくるかと思うんですが、それを誰が企業にお願ひしていくのか。あと、誰がその環境保全協定締結に動いていくのか。多分、桑名市さんも関係していると思うんですけど、その辺は、今どういう話で、役割分担で進めていくかは検討されていますか。事業を進めていく中で繋がっていくのかなという部分が、明確になっていって欲しいと思います。これが、準備書に書かれている部分が、着実に進めていくには必要なことになってくると思います。

事業者：桑名市様から環境保全協定の方の雛形をいただいております。こういった雛形を使って、桑名市様と進出企業さんが締結するという立て付けになっております。我々、区画整理側からとすると、そのあっせん仲介という形になって、細かい何の項目を環境保全協定で結んでいくのかとか、先ほどの私の想定で、建物のハード側でやるのかっていうのは、今後我々も間に入った上で、企業さんと桑名市様の方で協定を結んでいただく形になると思います。

桑名地域防災総合事務所：その部分は、桑名市様も理解されて、一緒に動くということで大

丈夫でしょうか。

事業者：大丈夫です。

桑名地域防災総合事務所：今回検討していただいている中で、1つ1つの事業開発というのは、これでやってもらっているなど思うんですが、この地域の周りで言うと、たくさん、いろんなところで開発されて、それが個々に並行して動いているのが実際のところなんです。1つ1つが複合していく中で、実際、日々の中で、いろんな住民さんからの騒音だとか、トラックの音だとか、外からの汚れといった苦情を日々いただいている状況になりますので、そういう部分も考慮していただきながら、進めていっていただけるとありがたいです。これは、お願いになります。

事務局：騒音対策につきまして、施設の供用後は、環境保全協定が保全措置になっておりますが、これが十分かということをお伺いします。この予測評価の方法ですと、敷地境界で各工場が排出基準を守ったときに、住宅地で環境基準を守れないという結果になっておりますので、この環境保全協定ではかなり厳しい数値で締結していただかないといけないということになります。しかも、工業専用地域などの工業的な利用がされることを期待される企業様が、通常の土地よりも厳しい基準を守らなければならない前提になっていきますので、その辺の実効性があるのかとことをお伺いしたいと思います。

事業者：どこまで行っても区画整理側からは、お願いベースでしかなくて、桑名市様と進出企業様の間で、環境アセスメントの中でこういったご意見をいただいていることは、我々から真摯にお伝えし、実行してくださいというふうにお願いします。今、事前にお話させていただいている中では、地元の進出企業さんで協議会を開催していただく。その協議会に桑名市様が入っていただく。定期的に、環境だけではなく、交通であったり色々な問題をその場で挙げて、地元の自治会であったり色々なところに協議会を通して情報発信をしていくという形をとっていくというお話を伺っております。区画整理としては、そういった体制がとれるように、道筋はつけていきたいと思っております。ただ、これ100%約束してくださいというのは、ちょっと我々からもなかなか。実効性っていう話ありましたけども、責任取れないので、そこに関しては、やってくださいとしか言えない、できないことだけご理解ください。

事務局：この環境影響評価の手続きというのは、今回、事業者様が解散されることを予定されているんですけども、その場合、この地位を誰かが引き継いでいただく必要があって、この環境保全措置や事後調査の計画は、誰かが責任を持ってやっていただかなければならないことになります。出来ることなら、それを総括的に企画して実行できる主体であるべきだと思うんですが、そういう観点で、今までの回答などを伺っていると欠けているんじゃないか思います。最終的に要望ベースで相手任せというわけにはいかないと思えます。その辺の認識は持っておいていただきたいと思えます。

委員：お聞きしていると事業者様は誠実にお話しをされてらっしゃるけれども、いろんな部



分を読んでみると、市と協議して、市が中心になって読める部分ばかりなんです。こういうことについて、市がきちんと責任を持って、様々なことについて継続して、我々が協議し申し上げたことをきちんとやっていただける保証がない限り、本当はまずい案件を審議したことになるわけです。360人の土地区画整理組合の会長さんに出ているわけだけど、最終的に解散してしまうわけです。オブザーバーで来ていただいている市は、どういう考えで臨んできてもらっているのでしょうか。意見を求めたいです。

桑名市（土木課）：いろんな協議の中で、所管が多岐にわたり、すべてについてお答えは難しいところではございますけれども、各所管と、現に組合様は協議していただいておりますので、その協議内容が整った上で、当然、桑名市が責任を持って対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員：正直いささか不安です。並行して桑名ではいろんな場所で、丘陵地が削られて、工業団地だとか、様々な事業が並行して進んでいるわけです。膨大な面積が、我々が協議している間にも、次々に土地改変されていて、私たちが将来の人たちにきちんと桑名地域の環境を残していくような話をしたかということになってきたときに、我々の意見を皆さんは聞いていただいているわけですが、しかし、きちっと履行されていくか。ビオトープを作ったって、数年で誰も管理もしなくなってしまうなら、意味がないわけです。市の天然記念物に指定した生き物が住んでいることははっきりわかっているところを、桑名市教育委員会ともほとんど協議しないまま、どんどん改変されていくということについて、一言も二言も言いたいし、やっていかなければならないことを市が約束してもらわなかったら、これはやっておられません。つつい言ってしまうと申し訳ないんですが、1つだけの事業じゃないんです。アセスをやらないまま、変わっている場所もいっぱいあります。そういうことを考えたときに私たちが、この協議した内容が、将来の桑名市民や、あるいは桑名市に住んでよかったと思ってもらえるような子供たちや、或いは様々な老若男女に支えてもらえるようなことを協議したということにも関わるので、ぜひ、いろんな委員の方たちが厳しいこと言っていたということを、関係部局にきちんと伝えてください。よろしくお願いいたします。

委員：騒音のことについて、大事なことだと思うので、専門外ですが一言、言わせていただきます。進出企業様がルールを守っているんだけど、結果として、隣接している住宅で、その環境基準値を上回るということは、それであれば、やらなければいけないことははっきりしていて、バッファゾーンを広くとるということだと思います。進出企業さんの工場なりの外縁が、住宅から離れればそれで済むわけです。そういう緑地帯なりをルールよりももっと設けなければいけないんじゃないでしょうか。

事業者：音や振動は、距離減衰するものですので、先生のおっしゃる通りです。進出企業が例えば工場で音を発生するのであれば、その発生原因に関して、敷地境界で測っているんだったら、民家で基準値を超えてしまうので、企業さんとしてさっき言ったその防音対策をそもそも発生源でとっていただいて、民家側で環境基準を下回るような対処をとって

くださいっていうのが、おっしゃる通り正解だと思います。どこまでまとめ切れるかわからないので、今後の事故調査及び申請企業さんの説明の中で、今おっしゃられるような対応をとっていきたいと考えています。

委員：緑地帯なりを広く取って、つまり売れない場所を広く取ればいいんじゃないですかっという事です。

事業者：おっしゃられることはわかります。もちろん距離減衰を取ればいいっていうのが1つ。遮音壁を立てるっていうのも1つの方法であります。誘致企業が騒音を発生しない企業が入るのが一番いいんですが、発生する企業が入る場合に、どう対処していくかというのは、今後、協定等によって対応していくことになるのかなと。

委員：先ほどから、事務局や他の委員も言っている通り、はっきりしてないのが問題だと思う。このままだと安心して、先に進めないなというふうに思います。

事業者：それも含めて、準備書段階では要望しますという言葉が頻繁に使っています。これが区画整理のアセスの弱点で、上物が決まっていってというのがありますので。

委員：これは環境アセスメントです。環境影響を低減するために、開発をする前に調べるわけです。それで、その近隣の家で基準値上回るような可能性があるのであれば、計画を変えたらいいんじゃないですか。今、お答えいただかないんだったら、それはしょうがないんですが、これは、こういうふうに言わせていただきます。

委員：すでにご承知のことと思いますが、ヒメタイコウチにしるそれ以外にしる、生き物側の環境に対するアセスをやって保全する話を、最近特に厳しくやっている理由というのは、希少な生き物たちを人間が守ってやる、その生き物を何とかしてあげようということでは必ずしもなくて、そういう希少な生き物が暮らすことのできるような環境が維持されること、或いはそういう様々な生き物が生きている生物多様性というものが維持していくことが、回り回って我々人間の暮らしに役立つんだという観点で行われています。その辺の認識の共通理解がないと、水掛け論になってしまうかなと思い、一言、言わせていただきました。

※希少種等保護のため、質疑概要の一部を非公開としています

委員：準備書の中で、ヒメタイコウチの分布が一目でわかるようなマップが、非公開資料の中で欲しいなと思ったんですけど、ありましたか。

事業者：非公開資料 821 ページに。コドラート調査を実施しているところは、この範囲内に生息が確認されているので、コドラート調査を実施しております。

委員：各エリアのこのマークで何匹いたかとかっていうのは、それが書いてあるのはわかるんです。だけど、その細かい情報、点々を、コドラート調査対象エリアの代わりに変えて欲しいなと思いました。ご検討ください。

委員：鳥類の関係について、ミサゴは三重県北部では繁殖の可能性がないということになっていますが、昨年ぐらいに[REDACTED]で繁殖が確認されているので、三重県北部でも繁殖の可能性、個体が餌取りに来ている可能性も含めて検討して欲しいところです。

委員：非公開 543 ページのところにオオタカの確認位置が書いてありますけども、やはりその環境省の猛禽類保護の進め方にのっかって整理してもらって、本当に改変地域は重要じゃないところなのかっていうのを、ちゃんと確認してもらいたいと思います。南西部分では狩りもやっていますし、使っているんじゃないかなという印象はあるんですけども、季節ごとにちゃんと整理しないと、繁殖域にとって重要なのかとか、個体がいるのかというのわからないので。そこら辺、オオタカはもうちょっと丁寧に見て欲しいなと思います。

委員：オオタカに関して、南西部のところはビオトープの計画のところ、調整池の下流ですかね、ここも造成緑地なんかになるというのは、846 ページに薄い緑色で書いてあるわけですけども。全体的にビオトープのところは、濃い色の残置森林っていう表現になっているわけですけど、必ずしも森林じゃないところもあると思うので、樹林環境にするのか草地環境にするのか、そこら辺も検討して、できればオオタカがこの西側・南西部を結構使ってるっていうこともあるので、うまく新しい造成緑地のところも、樹林と草地とを組み合わせてもらってオオタカが狩りに使えたりとか、調整池も狩りに使えたりとかあるので、工夫して欲しいなと思います。

委員：両生類のところですけども、566 ページとか 558 ページも同じですが、アカハライモリもビオトープに移植しようという計画ですけども、この現地調査で 1 個体しか見つかってないわけですよ。実際に移植しようというときに、どう見つけて、移植できるのかなと。1 頭だけ入れても個体群としては、その一代で消えちゃうわけなので、産卵する場所とかそういうところをうまく、当たりをつけて複数個体というか、卵塊とかそういうのを取れる見込みがあるのというのをお聞きしたいと思います。

事業者：アカハライモリですが、相当探して 1 個体だったんです。周りの水田をやってる方とかに聞いても、もうイモリはどんどん減ってしまって、おそらくいないんじゃないかと言われて、もう最後の世代という感じだったんです。もし発見できたら、移植するという感じにして、おそらく個体群としては、やっていけないんじゃないかという感じです。このエリア内では。外では個人的に見た感じにいる場所もあるんですけども。

事業者：猛禽類については、その猛禽類調査のマニュアル通りに調査しています。今ここにはちょっと持ってないんですけども\*。（\*：後日修正）

委員：この通り調査していて、整理すると、メッシュを区切って、高度利用とか利用頻度とかそういう表現をして、ここはそんなに使っていないよということであればいいんですけど。

事業者：そうですね。そのように季節ごとに整理して、わかりやすく、利用頻度とか繁殖期にどのような動きがあるかということ表現しようと思います。

委員：一応確認しますが、そういう作業は、この冊子には出てきてはいないけれど、やっておられるということなんですね。543 ページ見れば、委員も言っておられたけども、狩りをしたりしているので、私もそこは危惧していました。

事業者：はい。やってはおります。

委員：トウカイヨシノボリの件ですが、XXXXXXXXXXのところで三重県の絶滅危惧 IA 類、最も絶滅危機に瀕している種のうちの 1 つですけども、それが確認されたということで、喜ばしいことです。あと改変されないということから、おそらく今いるトウカイヨシノボリの個体については、大きな問題はないだろうと考えています。ただ 1 つ心配なのか、なぜ三重県で絶滅危惧 IA 類になっているかという、外来魚に食べられてしまうということもありますが、それ以上にトウカイヨシノボリじゃないヨシノボリ、他地域にいるよく似たヨシノボリと交雑をしてしまい、純粋なトウカイヨシノボリが絶滅の危機に瀕しているということになります。ですので、1 つは、ため池にいるトウカイヨシノボリの姿形をしている個体が本当に交雑していないのかと言うのは、まず確認して欲しいと思います。もし交雑していないとすれば、そこまでちゃんと確認されている水域は三重県で 3 例目になります。しかも、それ以外の 2 水域は非常にもう、小さな水域ですので、かなり重要な生息地になると思います。今回の工事開発で個体群に大きな影響はないだろうと思いますので、むしろ貴重な財産として維持していただければと思います。一番の彼らの危機は、他所から他の魚が入ってくることによるものです。今後、工業団地として機能してきたときに、何らかの形で魚を放したその時に、他のヨシノボリがまざって交雑してしまったりとか、或いは人がよく利用するようになって誰かがブラックバスを放してしまったりとか、そういうことのないように、是非とも管理をよろしくお願ひしたいと思います。

事業者：即答はできないですけども、先生にご指導いただきながら、管理などしていく方向で検討させていただきたいと思います。

委員：まず 1 つは、DNA 検査してもらって純系かどうかというのを確認して欲しい。もし純系とわかった場合には、例えば、何ヶ所かに分散させて交雑のリスクを下げるというようなことも有効かと思ひます。

委員：そんなに貴重なものなら、この地域のみならず三重県の天然記念物に早く指定するよう働きかけてもらったほうがいいのではないかと思ひます。逆に桑名市にとって誇りの話なわけだから、いるということは。

委員：私なりの考えですが、それは 1 つの手ではあるんですけども、非常に難しいところは、トウカイヨシノボリっぽく見えるものが三重県にいっぱいいるんです。その中で、DNA の分析をしないと純系かどうかわからない状態ですので、天然記念物にしたり、或いは三重県の市町野生動物の条例にかけると、ほとんどのXXXXXXXXXXとかで生き物が取れなくなる。種指定じゃなくて生息地指定の天然記念物だったら、あり得るかも知れません。

事業者：まだ DNA 分析をしてないので、それをしてから議論に入っただけであればと思いますが、その分析について技術的な部分を少し教えていただければと思います。

委員：採捕した個体について何例かのサンプルをとって DNA 分析すれば、          の個体群が交雑していないかどうかというのは比較的イージーにわかります。ただ交雑しているかどうかですので、それなりの匹数をとって、その中に交雑がいたらもう、交雑してということになります。          の全個体が交雑していないということができないと、交雑していないとは言えませんので、非常に難しく、十分な匹数はやらなければいけない。我々はだいたい 30 匹くらい調べて出てこなければ大丈夫という判断をしています。

-----

\*後日修正

事業者：メッシュ解析は生態系上位性注目種のアカギツネ及び典型性注目種のタヌキに関する生息状況について解析しているのみであり、生態系で取り扱っていないオオタカについてはメッシュ解析を実施しておりません。

オオタカに関して存在するデータとして、月別の飛翔図を提出することは可能です。但し、当該つがいの主ターゲットとして調査を実施していないことから、当該つがいの行動圏の全てを把握できているわけではありません。

猛禽類保護の進め方に則ってメッシュ解析を行う場合、当該つがいの営巣地より南東方向の飛翔状況のみがクローズアップされることとなり、解析によって推定される高利用域の重要度が過大評価となり、メッシュ解析の結果が適切なものにならないと考えております。そのため、解析結果によって誤解を招かないためにも、メッシュ解析は避けるべきと考えております。

委員：まずは月別の図を作成することと、やはりメッシュ単位の観察時間当たりの観察頻度（メッシュ滞在時間）を計算して、過去の事例で高利用域としていたメッシュの観察時間当たりの観察頻度と比較するなどして、開発予定地域が高利用域を含んでいそうかどうかを示してもらおうのがよいと思います。